

姫路市社会福祉審議会規程の一部改正について

令和 7 年度に、姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）モデル事業を市内の私立教育・保育施設で実施するにあたり、事業認可に関する意見聴取を行うため、姫路市社会福祉審議会規程を一部改正するもの。

1 改正の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月 1 2 日法律第 4 7 号）により、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）が改正され、令和 7 年 4 月から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されることとなった。

また、国、都道府県及び市町村以外の者が同事業を行う場合は市町村長の認可が必要とされ（法第 3 4 条の 1 5 第 2 項）、認可に当たってはあらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないこととされた（法第 3 4 条の 1 5 第 4 項）。

2 改正の内容

児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会の中に置く認可部会について、審議事項として、乳児等通園支援事業の認可に関する事項を加える（第 3 条関係）。

3 施行期日

令和 7 年 3 月 2 5 日（火）

4 改正規程案

別紙のとおり

姫路市社会福祉審議会規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、姫路市社会福祉審議会条例（平成12年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、姫路市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（副委員長）

第2条 審議会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、条例第5条第3項の規定により委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、条例第5条第3項の規定により委員長の職務を代理する。

（専門部会）

第3条 審議会は、専門部会として、保育所の認可並びに家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に認可部会を置く。

（審査部会の会議）

第4条 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けた場合において、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 審査部会は、前項に規定する場合において審査部会長が急施を要するため会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月25日から施行する。

新 旧 対 照 表

(姫路市社会福祉審議会規程)

現 行	改 正 案
(専門部会) 第3条 審議会は、専門部会として、保育所の認可<u>及び</u>家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に認可部会を置く。	(専門部会) 第3条 審議会は、専門部会として、保育所の認可<u>並びに</u>家庭的保育事業等<u>及び</u>乳児等<u>通園支援事業</u>の認可に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に認可部会を置く。